

注意事項

1. 届出について

- (1) 届出は停止、再開、献立変更を希望する月の前月 15 日（土日祝の場合は翌日等）までとなります。なお、オンライン提出の場合も、受付は同日 19 時までとなります。
- (2) 期日を超えた場合、希望した月からのおやつ停止、再開、献立変更ができませんのでご注意ください。
(例) 4 月 15 日の届出 → 5 月分より適用
4 月 16 日の届出 → 6 月分より適用
また、後から遡っての届出は承れません。必ず事前の届出をお願いいたします。
- (3) おやつ停止、再開、献立変更は月初（1 日）からの適用となります。月途中からの停止、再開、献立変更はできませんのでご了承ください。

2. おやつを停止した場合

- (1) おやつを停止したお子様がルームを利用する場合は必ずおやつおよび水筒をご持参ください。
- (2) おやつ及び水筒を持参しなかった場合においても、放課後ルームにて他の児童に提供されるおやつや飲み物の提供を受けることができません。
- (3) ルームではおやつをお預かりすることができません。利用日は毎日ご持参ください。
- (4) おやつを持参する場合、1 食あたり 80 円、3 品程度を目安でのご準備をお願いいたします。放課後ルームで提供のおやつと比較し内容や品数に著しく差異がある場合、支援員より内容について変更をお願いする場合があります。ご協力をお願いいたします。
- (5) おやつを停止した場合、おやつ代相当額（2,000 円）を利用料から差し引きます。

3. 8 大対応献立について

- (1) 8 大対応献立とは、特定原材料 8 品目（卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに、くるみ）を原材料に含まないおやつのみで構成された献立になります。また、通常のおやつについても、以下の 13 品目（そば、ピーナッツ（落花生）、アーモンド、カシューナッツ、けし、まつ、ピスタチオ、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ、ペカンナッツ、マカダミアナッツ、くるみ、キウイフルーツ）は使用しておりません。
- (2) 通常のおやつ献立とは献立表が異なります。
- (3) コンタミネーション（商品を生産、製造する過程で原材料にないアレルゲンが意図せず微量混入してしまうこと）には対応しておりません。微量でも症状が出る場合はご持参をご検討ください。

【問合せ】 船橋市地域子育て支援課 電話 047-436-2319